

平成 26 年 4 月 17 日  
公益社団法人 土木学会  
社会インフラ維持管理・更新の重点課題検討 特別委員会  
委員長 橋本鋼太郎

**「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」に対する  
社会インフラ維持管理・更新の重点課題検討特別委員会からの声明**

去る 4 月 14 日に「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」が社会資本整備審議会 道路分科会 基本政策部会より出されました。これは社会インフラ維持管理・更新の重点課題検討特別委員会が検討している社会インフラの維持管理・更新に関して重要な事項を提言していることから、本特別委員会の各委員の意見を集約し、以下の声明を發表します。

平成 24 年 12 月 2 日に発生した中央自動車道笹子トンネルでの天井板落下事故を契機に、国・地方公共団体、高速道路会社などのインフラ管理者を中心に、戦略的なメンテナンスの取組みが推進されています。

例えば、道路部門では平成 25 年 6 月の道路法の改正を受けて、道路の点検基準等を定める省令が平成 26 年 3 月に公布されたところです。また、河川部門では、平成 25 年 6 月に水防法と河川法の改正により河川管理施設等の維持修繕の基準と河川協力団体制度が創設されました。港湾部門では、平成 25 年 6 月の港湾法の改正により、施設の定期的な点検の実施と、その方法の明確化が図られました。そして空港部門では、これまでの土木施設管理規定を見直し「空港土木施設維持管理指針」として改訂され、運航への影響に着目した、より効果的な点検頻度が定められる予定です。

土木学会では、平成 25 年 7 月 1 日に土木学会社会インフラ維持管理・更新検討タスクフォースが「社会インフラ維持管理・更新の重点課題に対する土木学会の取組み戦略」をとりまとめました。現在、学会内に本特別委員会を設置し、「社会インフラメンテナンス工学」のテキストブック編纂を進めるなど、学会の中心的な課題の一つとして取り組んでいます。

今般、社会資本整備審議会 道路分科会 基本政策部会が「道路の老朽化対策

の本格実施に関する提言」をとりまとめ、この中で、道路インフラのメンテナンスに関する2つの根本的な課題と、目指すべき方向性が明示されたことは、本特別委員会としても重要と認識しています。

(参考:「2つの根本的な課題」)

- ①メンテナンスに関する最低限のルール・基準が確立していない
- ②メンテナンスサイクルを回す仕組みがない

特に、点検・診断、健全度判定などの法的・制度的な位置づけが不十分なこと、地方公共団体における土木技術者が不足していること、必要な財源を確保する制度が十分でないことなどの現状認識は、土木学会の「取組み戦略」と一致しており、さらに「具体的な取組み」も土木学会の取組みと関連する項目が多くあり、土木学会として重要な提言と認識します。

産学官の構成員から成る土木学会としては、国の「産学官のリソース(予算・人材・技術)を全て投入し、総力をあげて本格的なメンテナンスを始動する」動きに関連した重要な役割を担っていると認識しています。特に、以下の点については、関係機関と連携して効果的な取組みを推進してゆきます。

- 「社会インフラメンテナンス工学」の確立とテキストブックの編纂
- 産官学における土木技術者の人材確保・育成－特に地方公共団体の体制強化
- 維持管理・更新に関する土木技術者の資格制度の拡充
- 「インフラ通信簿」の作成など、国民の理解・協力を求める活動

更に、今回の提言に関連して、土木学会として産官学の知見の活用により、特に以下の点に協力することを検討したいと考えています。

- 1) 重大な事故の原因究明・再発防止策を検討する、常設の第三者委員会「道路インフラ安全委員会」
- 2) 地方公共団体の課題の支援方策を検討し、それらを活用・調整する「道路メンテナンス会議」

今回の道路分野での提言に基づいた取組みが、社会インフラすべての部門でも実施されるよう、土木学会として国・地方公共団体等のインフラ維持管理・更新の取組みを支援します。

以上